

地域エネルギーセンターの構築に向けた電力・熱
の地域での有効利用可能性調査に係る
調査委託業務

仕様書

令和3年6月

掛川市・菊川市衛生施設組合

第1章 共通仕様書

第1節 総 則

第1項. 業務の目的

地域エネルギーセンターの構築に向けた電力・熱の地域での有効利用可能性調査に係る調査委託業務は、令和3年1月に策定された「廃棄物処理施設整備等基本構想 掛川市・菊川市衛生施設組合」に基づいて地域エネルギーセンターを整備するにあたり、その排熱、電力を地域で有効利用することによって、自立分散型エネルギーシステムの構築を図り、民間所有による地域エネルギーセンターとして活用することを目的として、その実現可能性調査を行うものである。

第2項. 委託業務名

地域エネルギーセンターの構築に向けた電力・熱の地域での有効利用可能性調査に係る調査委託業務

第3項. 業務場所

静岡県掛川市 地内

第4項. 委託期間

委託期間は契約締結の日より、令和4年3月26日までとする。

第2節 一般事項

第1項. 適用範囲

- 1)本仕様書は、「地域エネルギーセンターの構築に向けた電力・熱の地域での有効利用可能性調査に係る調査委託業務」(以下「本業務」という。)に適用する。
- 2)受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合、組合と十分な打ち合わせまたは協議を行って、本業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

第2項. 関係法令及び規則、基準等の遵守

本業務の実施に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係する法令・省令・規則・細則・通知・通達・条例等を遵守しなければならない。

第3項. 業務管理技術者

受託者は、本業務の遂行に当たり、業務管理技術者を配置し組合へ届け出るものとする。

第4項. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に当たって、以下に示す書類を組合へ届け出るものとする。

- 1)業務着手届
- 2)業務管理技術者届
- 3)業務工程表
- 4)業務完了届
- 5)その他必要書類

第5項. 打ち合わせ等

- 1)本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と組合は常に密接な連絡をとり、本業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、相互に確認しなければならない。

第6項. 資料の貸与

- 1)組合は、業務の実施において必要となる図書及び関係資料等を、受託者に貸与するものとする。
- 2)受託者は、資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、組合の承認を得なければならない

い。また、貸与された資料は、必要がなくなった時または本業務完了時にすべて返却するものとする。

第7項. 関係官庁への手続き等

- 1) 受託者は、本業務の実施に当たって、組合が関係官庁等への手続のために必要とする場合は、協力するものとする。
- 2) 受託者は、関係官公庁との協議を必要とする場合、または協議を求められた場合、協力するものとする。

第8項. 成果品の提出

- 1) 受託者は、本業務が完了した時は、仕様書に示す成果品を提出し検査を受けるものとする。
- 2) 受託者は、仕様書に定めのある場合または組合の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

第9項. 検査

- 1) 受託者は、業務完了報告書を提出する際には、契約図書に義務づけられた資料の整備がすべて完了し組合に提出していなければならない。
- 2) 受託者は、組合担当者の立ち会いのもとに、以下の検査を受けるものとする。
 - ① 成果品の検査
 - ② 業務等管理状況の検査
- 3) 検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受託者は速やかに修補し、提出しなければならない。

第10項. 契約変更

組合は、以下に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- 1) 委託料に変更が生じる場合
- 2) 履行期間の変更を行う場合
- 3) 組合と受託者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

第11項. 一時中止

次の各号に該当する場合において、組合は受託者に必要と認める期間、本業務の一部または全部を一時中止させることができる。

- 1) 関連する他の業務が遅れたため本業務の続行を不相当と認めた場合
- 2) 環境問題等の発生により本業務の続行が不相当または不可能となった場合
- 3) 天災等により本業務の対象箇所の状態が変動した場合
- 4) 安全確保上必要があると認めた場合

第12項. 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立を遵守しなければならない。

第13項. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

区 分		仕様	部数
1	地域エネルギーセンターの構築に向けた電力・熱の地域での有効利用可能性調査に係る調査委託業務報告書	A4版 (巻き製本)	10部
2	地域エネルギーセンターの構築に向けた電力・熱の地域での有効利用可能性調査に係る調査委託業務報告書 (概要版)	A4版見開き (カラー)	100部
3	電子媒体(上記成果品データ)	CD/ROM	1式

第2章 特記仕様書

第1項 調査内容

1) エネルギー利用条件の整理

地域エネルギーセンターの計画内容及びエネルギー利用計画と諸設備、余熱等の供給元の諸条件を把握するとともに、それらから、外部利用が可能なエネルギー種別(電力や熱供給)・エネルギー量等について整理する。

なお、条件整理にあたっては、必要に応じてプラントメーカー等の技術資料の提供を求め、その内容を精査する。

2) エネルギー需要先に係る条件整理・検討

予定しているエネルギー需要先である、以下の施設等について、エネルギーの需要条件等を調査し、整理・検討する。

《電力利用》

① かけがわ報徳パワー株式会社への電力供給

かけがわ報徳パワー株式会社のベース電源として余剰電力の供給、かけがわ報徳パワーにおいて取次運用することで、主に掛川市・菊川市の小中学校等教育施設、公共下水処理場、消防施設への電力供給を行うとともに、両市のその他の公共施設への電力供給条件について調査・検討を行う。

② EV 車用充電ステーションへの電力供給

一般EV車及び公共所有のEV収集運搬車への充電ステーションを地域エネルギーセンター内に設置し、充電ステーションへの電力供給を行う。その他の充電ステーション設置場所としては、掛川市・菊川市に各5箇所、計10箇所程度を想定している。

③ 蓄電設備(災害時非常電源)への電力供給

災害時非常電源として整備する蓄電設備へ電力供給を行う。整備候補地としては、広域避難所に10箇所程度を想定している。

《熱利用》

① 公共施設への熱供給

地域エネルギーセンターの近隣の公共施設に余熱供給を行う。主な供給先候補としては、22世紀の丘公園内の「たまり～な」における温浴施設等やさかがわ給食センターなどを検討する。

3)エネルギー供給施設等のシステム検討

前項で整理した諸条件を踏まえ、エネルギー供給施設等の供給システムを検討する。検討項目は以下のとおりとする。

① 処理フローの検討

地域エネルギーセンターのエネルギーフローを調査するとともに、前項調査項目から外部利用先を整理し、エネルギー供給施設への供給フローを検討する。

② 物質収支、エネルギー収支の検討

電力及び廃熱のエネルギー収支を検討する。

③ 配置計画(動線含む)の検討

各エネルギー供給施設の配置や供給方法を整理・検討する。

④ その他施設設備システム検討に係る事項

その他、エネルギー供給システム検討に必要と考えられる事項について、検討する。

4)プラントメーカーヒアリングの実施

需要先の状況を踏まえ、地域エネルギーセンターで必要とするエネルギー種類・量の確保及び移送に必要なシステムの条件を検討・整理するとともに、プラントメーカー等に技術内容のヒアリングを実施する。

5)事業スキーム及び事業性の検討

地域エネルギーセンター整備・運営事業及びエネルギー利用先施設の整備・運営事業について、その事業スキームの検討を行うとともに、それぞれの事業性について、事業収支等を試算し、検討する。

6)地域エネルギーセンター整備事業及びエネルギー等利用先の整備・運営における課題及びロードマップの作成

地域エネルギーセンターからのエネルギー供給により地域循環共生圏の構築を図るにあたって、その課題を抽出し、事業化のための方策について検討し、事業化までのロードマップを作成する。

7) 報告書の作成

「地域エネルギーセンターの構築に向けた電力・熱の地域での有効利用可能性調査に係る調査」報告書を作成する。

8) 検討委員会等の運営支援

電力・熱の有効活用のための検討委員会等の運営支援を行う。

9) 完了実績報告書作成支援

補助事業者に提出する完了実績報告書の作成支援を行う。

第2項 その他

その他、本業務に必要となる事項について検討を行い、取りまとめを行うものとする。